

令和7年度 第6回 知名町農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日(木)午後1時30分～

2. 開催場所 知名町役場 2階会議室

3. 出席(欠席)委員

・農業委員 9人 (出席9人 欠席なし)

会長 1番 沖 道人

農業委員 2番 田尻 博樹

農業委員 3番 永吉 雄子

農業委員 5番 榮 照和

農業委員 6番 辻 雄一郎

農業委員 7番 榮 米子

農業委員 8番 前原 伸治

農業委員 9番 幸山 利忠

農業委員 10番 前田 博徳

・農地利用最適化推進委員 9人 (出席5人 欠席4人)

推進委員 1番 栄 功助

推進委員 2番 川畑 伸之(欠席)

推進委員 3番 西 和秋(欠席)

推進委員 5番 池沢 清良

推進委員 6番 森 由美子

推進委員 7番 久本 和秀(欠席)

推進委員 8番 元榮 将博

推進委員 9番 芦村 利広(欠席)

推進委員 10番 田畑 則仁

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告 第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告 第11号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案 第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第19号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

議案 第20号 農業振興地域内農用地利用計画変更について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 田邊 栄 事務局次長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

事務局	<p>ただいまから、令和7年度第6回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は推進委員が4人欠席ですが、農業委員の過半数以上の出席がありますので総会は成立します。</p> <p>それでは、沖会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>9/2 農業者年金加入推進特別研修会 について説明がありました。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、6番 辻 雄一郎委員と7番 榮 米子委員を指名します。</p> <p>なお、本日の会議書記に事務局職員の神川次長と南郷主事を指名します。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議題事項に移ります。</p> <p>報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。今回の報告は9件で、6番については持分放棄によるもので、それ以外は全て相続によるものです。あっせん希望は無しです。</p> <p>詳細については資料をお目通しください。</p>
議長	<p>それでは次に報告第11号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第11号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。</p> <p>1番 屋者字中津ノ〇〇4,134 m<sup>2</sup>、屋者〇〇さんから屋者〇〇さんへの利用権の設定は所有権移転のため合意解約になります。</p> <p>合意解約日と引渡日は令和7年10月31日です。</p> <p>2番 屋者字セキナハ〇〇3,154 m<sup>2</sup>を含む計4筆10,428 m<sup>2</sup>、屋者〇〇さんから屋者〇〇さんへの利用権の設定は所有権移転のため合意解約になります。</p> <p>合意解約日と引渡日は令和7年10月31日です。</p> <p>3番 芦清良字上川上〇〇6,509 m<sup>2</sup>、芦清良〇〇さんから屋者〇〇さんへの利用権の設定は所有権移転のため合意解約になります。</p> <p>合意解約日と引渡日は令和7年9月1日です。</p>

議長	<p>それでは次に議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について報告します。</p> <p>1 番 屋子母字前原〇〇2,615 m<sup>2</sup>を含む 4 筆 計 5,997 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 知名〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。</p> <p>2 番 住吉字手殿〇〇4,314 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 計 6,424 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 住吉〇〇さんです。</p> <p>3 番 田皆字エト俣〇〇2,846 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>4 番については保留となりました。</p> <p>5 番 余多字石原〇〇1,231 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 余多〇〇さん、譲受人 余多〇〇さんです。</p> <p>6 番 上平川字新先〇〇164 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 神戸市〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さんです。</p> <p>7 番 屋者字ガツマル〇〇1,785 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 屋者〇〇さんです。</p> <p>8 番 屋者字ガツマル〇〇4,216 m<sup>2</sup>を含む 5 筆 計 15,235 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 屋者〇〇さんです。</p> <p>9 番 芦清良字大野〇〇1,436 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 奈良県生駒市〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さんです。</p> <p>10 番 瀬利覚字只原〇〇844 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 瀬利覚〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さんです。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いします。</p>
1 番推進委員	<p>1 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。畑はじゃがいもを植える予定です。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
5 番農業委員	<p>担当委員が欠席しているので代わりに 2 番を説明します。 譲渡人と譲受人は兄弟です。機械類もある程度揃っています。 ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
6 番農業委員	<p>3 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。機械類も揃っています。 畑はきびを植える予定とのこと。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>

8 番推進委員	<p>5 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。</p> <p>畑はじゃがいもを植える予定とのことです。機械類も揃っています。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9 番農業委員	<p>6 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は、ばれいしょとさとうきびを作っています。機械類も揃っています。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 番農業委員	<p>7 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。</p> <p>譲受人は長男で機械類も揃っています。畑はばれいしょを植える予定です。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 番農業委員	<p>8 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。</p> <p>譲受人は次男で認定新規就農者で機械類も揃っています。</p> <p>畑はマンゴー・かぼちゃ・バレイショ・キビを植えています。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>担当委員が欠席しているので代わりに 9 番を説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はバレイショを作っています。</p> <p>機械も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10 番農業委員	<p>10 番を説明します。譲渡人と譲受人は姪と叔父になります。</p> <p>畑はきびを植えてありました。機械類も揃っています。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局及び地区担当委員から説明がありました。</p> <p>ご質問があれば挙手をお願いします。</p>
委員	<p>1 番の畑の売買金額が反当り 18 万円と安いけどなぜですか。</p>
1 番推進委員	<p>お互い同士で話して決めた単価です。畑は山の方にあって、昔、パイロット事業で開墾したところで、竹とかがあるのでこのような単価になったと思います。</p>
議長	<p>ほかに何かご質問がありませんか。(ほかに質問なし)</p> <p>それでは議案第 18 号について賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 18 号は許可決定とします。</p>

議長	次に議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画(案)について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、総括表をご覧ください。契約開始日は全て令和 7 年 12 月 1 日になります。</p> <p>貸出期間が 5 年間の分が 22,087 m<sup>2</sup>うち更新分が 17,097 m<sup>2</sup>、出し手・受け手とも 3 名ずつ、更新分が 2 名ずつです。</p> <p>貸出期間が 10 年間の分が 8,080 m<sup>2</sup>、うち更新分が 8,080 m<sup>2</sup>、出し手・受け手とも 2 名ずつで、いずれも更新分です。</p> <p>貸出期間が 20 年間の分が 4493 m<sup>2</sup>、出し手・受け手とも 1 名ずつです。</p> <p>詳細については一覧表をご覧ください。</p> <p>議案第 19-2 号 農用地利用集積等促進計画(案)の所有権について説明します。移転時期はいずれも令和 7 年 12 月 1 日になります。</p> <p>赤嶺字大里〇〇3,224 m<sup>2</sup>を含む 2 筆計 5,218 m<sup>2</sup></p> <p>地域振興公社から赤嶺〇〇さんに対価〇〇円で移転予定です。</p> <p>黒貫字田水〇〇1,605 m<sup>2</sup>を含む 5 筆計 5,073 m<sup>2</sup></p> <p>黒貫〇〇さんから地域振興公社に対価〇〇円で移転予定です。</p>
議長	<p>議案第 10 号については事務局の説明のとおり農地中間管理機構に申請します。</p> <p>議案第 20 号 農業振興地域内農用地利用計画変更について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 20 号 農業振興地域内農用地利用計画変更について説明します。</p> <p>申請人及び住所は資料のとおりです。</p> <p>土地の表示は、竿津字宮田〇〇1,628 m<sup>2</sup>のうち、156 m<sup>2</sup>。</p> <p>事業計画は農業用倉庫 96 m<sup>2</sup>で所要面積は 156 m<sup>2</sup>。</p> <p>資金調達計画は、造成費と建築費で〇〇円、自己資金〇〇円です。</p> <p>自己所有地に自分の農業用倉庫を建設し、所要面積が 200 m<sup>2</sup>未満なので、農地転用が不要で、農用地利用計画だけの案件になります。</p>
議長	議案第 20 号について、地区担当委員から補足説明があればお願いします。
8 番推進委員	この畑は余多川沿いにあつてぬかるんでいて利用価値が低く、前回建てた倉庫が手狭になり、農業用資材を入れる倉庫を建設するために今回新たに申請したところです。

それでは以上を持ちまして今日の議題は全て終了しました。  
おつかれさまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和7年9月25日

議 長 沖 道人  
署名委員 辻 雄一郎  
署名委員 榮 米子